

関東高等学校体育大会開催基準要項

開催の趣旨

高等学校教育の一環として、広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上と気力の充実をはかり、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、生徒相互の友情をはぐくみ、次代のにない手としての素地を養成するものである。

- 1 主 催 関東高等学校体育連盟
及び関東競技種目別統轄団体、開催地教育関係機関を原則とする。
- 2 主 管 競技の主管は関東高等学校体育連盟該当種目別専門部、
開催都県高等学校体育連盟及び開催都県競技種目別団体とする。
- 3 後 援 主催者、主管者が適当と認めた機関団体とする。
- 4 大会名称 平成〇〇年度関東高等学校（男子・女子）〇〇〇〇大会と称する。
- 5 大会の開催 (1) 大会は関東地域（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨）
で開催する。
(2) 種目別大会は各都県順番を原則とし、別表によって毎年開催する。
- 6 大会の期間 (1) 競技日程は原則として2日を超えないこととする。
(2) 開催期間は6月の第1週、または第2週を原則とする。
ただし、陸上・水泳・スキー・スケート・駅伝・登山は別に定める。
- 7 競技方法 競技種目別学校対抗とする。
- 8 引率・監督 (1) 出場チームの選手は必ず引率責任者によって引率される。
引率責任者は選手のすべての行動に対し、責任を負うものとする。
(2) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。
個人の場合は校長の認める学校の職員とする。
(3) 監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害
・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
ただし、各都県における規定が定められ、引率・監督者がこの基準より限定
された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。
- 9 参加資格 (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含
む。）に在籍する生徒であること。
(2) 選手は、各都県高等学校体育連盟加盟校の生徒で、当該競技要項により参加
資格を得たものに限る。
(3) 年齢は平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一
競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
（〇〇年は年度で移行する）
(4) チームの編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による
混成は認めない。
(5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会の
参加を認める。
(6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）

ただし、一家転住等やむを得ない場合は、各都県高等学校体育連盟会長の許可があればこの限りではない。

(7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長及び所属高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。

(8) 全国高等学校総合体育大会の予選を兼ねるものについては、(財)全国高体連で定めたものによる。

(9) 関東高等学校体育大会参加資格の特例

ア 上記(1)及び(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

イ 上記(3)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

[大会参加資格の別途に定める規定]

1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加を認める条件

ア 関東高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 参加を希望する専修学校及び各種学校にあつては、学齢・修業年限ともに高等学校と一致していること。

また、連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあつては、都県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ関東大会への出場条件が満たされていること。

エ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 関東高等学校体育大会開催基準要項を厳守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

(10) 関東高等学校体育大会参加制限

[外国人留学生の出場枠について] (出場枠を設けている専門部に適用)

ア 学校教育法第1条に規定する高等学校卒業を目的として入学している生徒であること。

イ 在籍校が、都県高等学校体育連盟に加盟していること。

ウ 年齢は平成〇〇年4月2日以降に生まれた者とする。

(〇〇年は年度で移行する)

エ 短期留学は除く。

オ 人数については、全国高等学校総合体育大会に準じて各専門部ごとに制限を書く。

- 10 大会役員 開催地の高体連会長が関東高等学校体育連盟会長の名において実施し、別紙役員編成基準表によって編成する。
- 11 参加申込方法 (1) 当該学校長の責任において、所定の様式により定められた期限までに申し込むものとする。
(2) 申込締切日は原則として6月第1週開催日の15日前以降とする。
ただし、6月以外に開催する種目については、原則として15日前とする。
(3) 申込場所は各競技種目毎に定める。
※個人情報の取り扱いに関して
大会参加に際して提供される個人情報は本大会に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。
(詳しくは、関東高等学校体育大会参加における個人情報及び肖像権に関わる取扱についてを参照ください。)
- 12 参加料 団体20,000円、個人2,100円を上限とする。
但しスキーについては個人3,000円を上限とする。
- 13 参加章 参加章は原則として作らない。
- 14 表彰 各競技とも入賞者に賞状を授与する。ただし、1位～8位までを原則とする。
- 15 プログラム プログラムは有料で頒布する。ただし、次については無料とする。
(1)大会役員 (2)競技役員 (3)監督 (4)参加校1部 (5)報道関係者
- 16 大会経費 負担金・参加料・補助金等でまかなう。
大会の経費は極力簡素にすることを旨とする。
- 17 宿泊 (1) 役員・監督・選手の宿泊は、開催地において準備する。
(2) 所定の用紙により所属学校長の責任において、参加申込書とともに開催都県大会事務局あてに申し込むこと。
(3) 宿泊料金は関東高等学校体育連盟で決定した額とする。
- 18 参加上の注意 (1) 競技中の疾病、傷害などの応急措置は主催者の負担とする。
(2) 出場チームの選手は必ず引率責任者によって引率される。
引率責任者は選手のすべての行動に対し、責任を負うものとする。
- 19 その他 その他の事項については、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に準ずるものとする。

平成15年11月25日 一部改正
平成16年11月24日 一部改正
平成19年 4月16日 一部改正
平成21年 4月16日 一部改正
平成21年11月24日 一部改正
平成22年 4月20日 一部改正